

令和5年11月16日

保護者様

船橋市立行田東小学校
校長 五十嵐 信昭

体育学習時の服装について

初冬の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では、今年度体育学習時の服装を下記のように共通理解の上、実施しています。今後寒さが増し、上着を着る機会も多くなるため、お子様と一緒によく確認していただきますよう、お願いいたします。

記

- ・体操服と紅白帽子を着用する。
- ・防寒対策として、長袖長ズボンと手袋の着用を「可」とする。ただし、運動に適した素材のものとし、上着はトレーナーやジャージ、ウィンドブレーカータイプとする。
- ・フード類やネックウォーマーは運動中に引っかかりケガにつながる恐れがあるため着用しない。
- ・ダウンコートやベンチコートを含む厚手の上着やズボン、タイツ、膝が隠れるような長い靴下は、可動域を狭め、運動能力の低下につながるため着用しない。
- ・衛生面の理由から、防寒対策として体育学習時に着用するものは、体操服袋に入れるなどして体育用として用意したものとする。(着てきた服を体育用として着用することは不可。)
- ・上記内容と同じ理由で、体操服から出るインナーは着用しない。